

事業主の皆さまへ

社会保険の手続きは 時短・コスト削減につながる 電子申請が便利！

「電子申請」とは、インターネットを利用して申請・届出をする方法です。インターネットを経由するため、**いつでも・どこでも**手続きができます。

また、申請するために移動したり郵送する必要がないため、書面やCD・DVDで行う申請に比べて、**コストがかからない**などのメリットがあります。皆さま、ぜひこの機会に、電子申請の利用についてご検討ください。



電子申請 のメリット

- 24時間365日、いつでも申請が可能です。
- 年金事務所に行かなくても、職場や出先などから申請が可能です。
- 移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。

令和2年4月から

さらに電子申請が利用しやすくなりました！

【これまで】

電子申請するためには
電子証明書が必ず必要



【令和2年4月から】

無料で取得可能なID・パスワード（G Biz ID）で
電子証明書がなくても電子申請が可能に！

gBiz
ID

ジー・ビズ・アイディー

電子申請にご利用いただける「G Biz ID」とは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

- 「G Biz ID」でIDとパスワードを取得すれば、電子申請が簡単に！
- アカウント（ID・パスワード）の取得は、無料でできます。

※「G Biz ID」の詳細については、以下のホームページをご覧ください。



G Biz ID

検索

<https://gbiz-id.go.jp>



事業主の皆さまへ

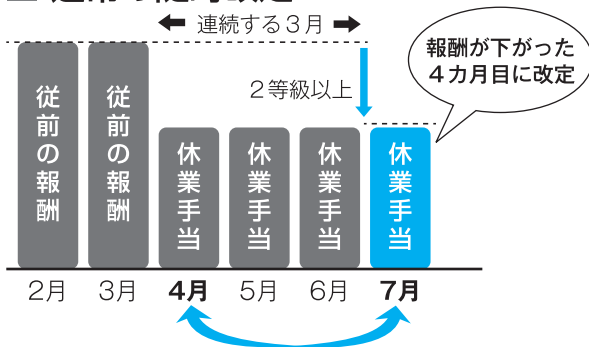
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合 健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を 翌月から改定することが可能です

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方について、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4カ月目に改定）によらず、**特例により翌月から改定可能**です。

例えば **4月から休業手当が支払われた場合**
通常であれば4カ月目の7月に改定となります。

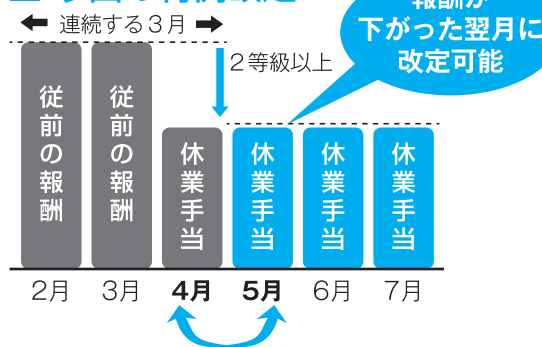
今回の特例を利用した場合
5月から改定が可能となります

■ 通常の随時改定



特例

■ 今回の特例改定



※9月以降は原則、定時決定により決定された標準報酬月額となります。

ただし、定時決定が行われない7・8月改定の方は、休業回復後に随時改定の届出が必要です。

※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

●対象となる方

次のすべてに該当する方が対象となります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方**
- 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1カ月分）が、すでに設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方**※固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。
- 本特例措置による**改定内容に本人が書面により同意している**
※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。
（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金および年金の額が算出されることへの同意を含みます。）
※本特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。

●対象となる保険料

- 令和2年4月から7月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月の**令和2年5月から8月分保険料が対象**となります。
※令和3年1月末日までに届出があったものが対象となります。それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

●申請手続きについて

- 月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し、管轄の年金事務所に申請**してください。
※管轄の年金事務所へ郵送してください。（窓口へのご提出も可能です。）
※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください

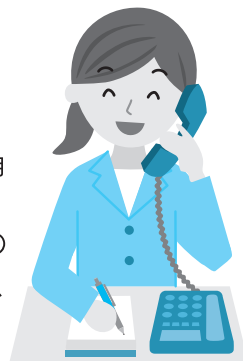
ねんきん
加入者ダイヤル

0570-007-123（ナビダイヤル）

03-6837-2913（050から始まる電話でおかけになる場合）

●受付時間：月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

予約相談について



日本年金機構では、全国の年金事務所、街角の年金相談センターおよび街角の年金相談センター（オフィス）で年金相談の予約を実施しています。

年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや、受給している年金についての相談を希望される方は、ぜひ、予約相談をご利用ください。予約相談の受付は、「予約受付専用電話」(0570-05-4890)で行っています。

来訪相談のご予約

「予約受付専用電話」

ゴ ヨ ヤ ク ラ
0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話で
おかけになる場合は

(東京)03-6631-7521 (一般電話)

受付時間：月～金曜日（平日） 午前8：30～午後5：15

※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

予約相談の メリット

お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます。
相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえいてねいに対応します。
※混雑状況によっては、時間どおりに案内できない場合があります。

予約相談の 開始時間帯

8時30分～16時00分（月曜～金曜）
9時30分～15時00分（第2土曜日）※
8時30分～18時00分（延長開所日）※

※第2土曜日および延長開所日について、一部の街角の年金相談センターおよび街角の年金相談センター（オフィス）では予約相談を行っていません。予約相談可能な街角の年金相談センターおよび街角の年金相談センター（オフィス）であるか全国の相談・手続き窓口にてご確認ください。
なお、予約相談の受付は「予約受付専用電話」で行っています。

受付期間等

予約相談希望日の1カ月前から前日まで受け付けています。
ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

令和2年度 「わたしと年金」 エッセイ募集



日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及や啓発活動を展開する予定です。

この取り組みの一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集します。公的年金の大切さや意義を、皆さまと一緒に考えていきたいと思っておりますので、ふるってご応募ください。

なお、本エッセイ募集は、厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会および全国都道府県教育委員会連合会の後援を得ています。

子どもも大人もみんなでおうちで「医療・健康」を楽しく学ぼう!

おうちで家 HANSHIN 健康メッセ

WEBで参加しよう!

「HANSHIN健康メッセ」イベント中止による特別企画



神戸大学・兵庫医科大学の先生が、オンラインで楽しめるコンテンツを用意!
家族で過ごす「おうち時間」に、医療・健康について楽しく学ぼう♪

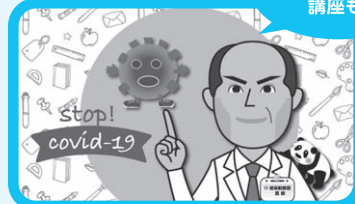
子ども向け!



工作でおなかの中を学ぼう!



色んなものをオンライン顕微鏡で観察!



お医者さんによる講座も!

大人向け!



家でできるエクササイズや体操



ウイルス感染症専門家がコロナを解説



チェックリストで自身の健康を確認

ほかにも楽しいコンテンツがいっぱい! /

※コンテンツは随時更新されます。 ※詳細はWEBサイトをご確認ください。

詳しくはWEBサイトをチェック!

健康メッセ

検索

<https://www.kenko-messe.com/ouchide/>



主催



神戸大学

学校法人兵庫医科大学

(兵庫医科大学病院・兵庫医療大学)



阪神電車

“たいせつ”がキョット。

HANSHIN ELECTRIC RAILWAY

協力

(一財)大阪府社会保険協会

労務事務講習会

◆新型コロナ感染防止対策◆

- ①定員を減らしてできるだけ密にならないように座席配置いたします。
 - ②講習時間を短縮いたします。
 - ③講習会中、マスクの着用をお願いいたします。
- 皆さまの安心安全のため、以上のような対策を講じて今後開催していきたいと考えております。何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

講師：社会保険労務士 後藤田 慶子氏・山口 介衣子氏・高田 千春氏

- テーマ・日程等 ①【労働基準法を知る】令和2年9月18日(金)・9月24日(木)・9月29日(火)・10月2日(金)・10月12日(月)～労働時間・36協定～
- ②【年末調整の基礎を学ぼう】令和2年10月22日(木)・10月28日(水)・11月5日(木)・11月9日(月)～計算の実務～

※テーマごとに1事業所1名様で、いずれかの日程を選んでお申し込みください。

- ＜開催場所＞ ●大阪府病院年金会館〔大阪市天王寺区六万休町4-11〕
●大阪府社会福祉会館〔大阪市中央区谷町7-4-15 / 4F(401ホール)〕
※10月22日・10月28日は大阪府社会福祉会館で開催しますご注意ください。

＜開催時間＞ 14時30分～16時30分

＜定員＞ 各回60名 ※10月22日・10月28日は100名

- 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)

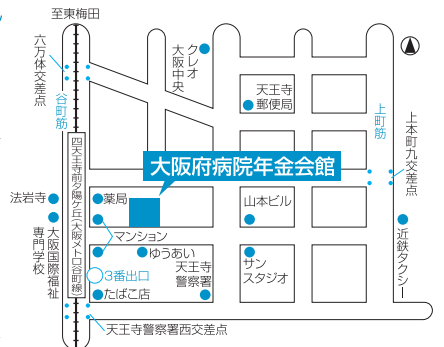
- 参加費用 会員事業所の被保険者 **無料**
非会員事業所の被保険者 **3,500円/1テーマ1名**
(この講習会から入会希望の方は、無料となります)

非会員事業所の参加決定者には、郵便払込票を送付し、入金確認後、参加証を送付します。

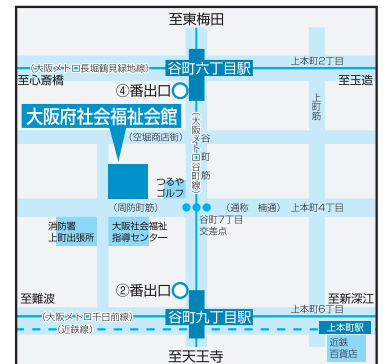
なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

- 申込締切 ① 9月18日・9月24日・9月29日開催分 **9月1日(火)必着**
10月2日・10月12日開催分 **9月10日(木)必着**
- ② 10月22日・10月28日開催分 **9月15日(火)必着**
11月5日・11月9日開催分 **9月25日(金)必着**

- 申込方法 (ア) 労務事務講習会 参加申込書 (2テーマのお申し込みの場合は、**申込書をコピーのうえテーマごとに申込書にご記入ください**)
(イ) 宛先を明記し切手を貼付した返信用はがき (**各テーマごとに1枚必要です**)
(ア)・(イ)を同封のうえ、「(一財)大阪府社会保険協会」へ**必ず郵送にてお申し込みください**。(FAX不可)
定員を超える申し込みがあった場合は、**抽選により参加者を決定**し、返信用はがきにより抽選結果をご連絡いたします。



▶大阪メトロ谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘駅」3番出口から徒歩1分



▶大阪メトロ谷町線「谷町六丁目駅」4番出口から徒歩5分

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

労務事務講習会 参加申込書

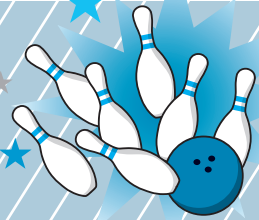
事業所名称				会員番号(2 - -)
非会員の方の入会希望	ある・ない	連絡担当者名	非会員・不明	
事業所所在地	〒 -			
電話番号	()			
参加希望		開催日	(フリガナ) 参加者氏名	
テーマ番号	テーマ(講習内容)		男・女	
		月 日()		

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

今回、大会会場が変更になりました

第40回

大阪府社会保険協会 ボウリング大会



新型コロナウイルスの影響により、中止となる場合もございます。あらかじめご了承のほどお願いいたします。

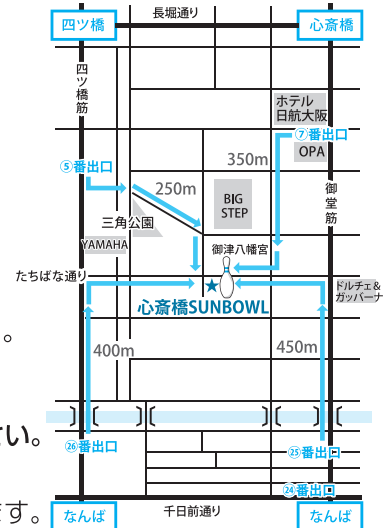
- 開催日 令和2年10月24日(土) 午前10時開始 (受付開始9時15分から)
- 場所 心斎橋サンボウル 大阪市中央区西心斎橋2-9-28
- 競技種目 個人戦(個人戦のみ実施)
- 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。
※ただしプロライセンスを有する者を除く

- 参加費
 - 会員事業所の被保険者 500円/1名
 - 非会員事業所の被保険者 1,500円/1名
 申込受付後に送付します郵便払込票にてご入金をお願いします。
(入金後の参加費は返還いたしません)

- 申込方法 参加申込書(コピー可)に必要事項をご記入のうえ、(一財)大阪府社会保険協会へ郵送またはFAXにてお申し込みください。

- 定員 80名(申込先着順) ※1事業所6名以内とします。
- 申込締切 令和2年9月29日(火)必着 ※ただし、定員に達し次第締め切ります。
- 競技方法 アメリカン方式で、トータルピンにより順位を決定します。
(はじめに予選3ゲームを行い、上位30名で決勝戦3ゲームを行います)

ハンディキャップ (1ゲーム)	男子	女子
50歳未満	0ピン	20ピン
50歳以上60歳未満	5ピン	25ピン
60歳以上	10ピン	30ピン



■大阪メトロ御堂筋線「心斎橋駅」
⑦番出口から徒歩5分
■大阪メトロ四つ橋線「四つ橋駅」
⑤番出口から徒歩3分
注:駐車場はございませんので、近隣の駐車場をご利用ください。

- 表彰 決勝戦(優勝・準優勝・第3位) ★ラッキー賞(4位・5位・7位・10位・20位・BB)あり

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013 FAX 06-6445-3019

キリトリ線

第40回 大阪府社会保険協会ボウリング大会 参加申込書

会員の有無	会員番号 (2- -)	非会員・不明
-------	--------------	--------

事業所名称

事業所所在地 〒 -

事業所電話番号 ()

(参加費振替用紙・参加証送付先)

申込責任者

健康保険被保険者証 記号・番号	参加者氏名	フリガナ※必須	性別	生年月日	年齢 (大会当日の)
			男・女		歳
			男・女		歳
			男・女		歳
			男・女		歳
			男・女		歳
			男・女		歳

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

協会けんぽにご加入の皆さまへ

マイナンバーの通知カード廃止による 本人確認書類の変更について

マイナンバー（個人番号）の通知カードは、デジタル手続法の改正により、令和2年5月25日付で廃止されたため、マイナンバーを申請書に記入する際の本人確認書類として使用できません。
（※通知カードの記載事項（氏名・住所等）に変更がない場合を除く）

マイナンバーを申請書に記入する際は、次の本人確認書類の添付をお願いいたします。



マイナンバーを申請書に記入する際の本人確認書類

番号確認書類と身元確認書類のそれぞれ1点ずつの添付が必要です。

番号確認 書類

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）の裏面コピー
- ・個人番号の通知カードのコピー（記載情報と現況に相違のないもの）
- ・住民票（マイナンバーの記載のあるもの）
- ・住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載のあるもの）

身元確認 書類

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）の表面コピー
- ・運転免許証のコピー
- ・パスポートのコピー
- ・その他官公署が発行する写真つき身分証明書のコピー

よくある 質問

Q1. マイナンバーを申請書に記入するのはどんなときですか？

A1. マイナンバーを利用して、自治体に所得（課税・非課税）の確認を希望する場合や、保険証の記号・番号が不明な場合です。

Q2. 本人確認書類とは何ですか？

A2. マイナンバーを利用する際に、法律により提出が求められている書類です。本人確認書類には、番号確認書類と身元確認書類の2種類があります。

Q3. マイナンバーの通知カードとは何ですか？

A3. 平成27年10月以降に送付されたマイナンバーをお知らせする紙製のカードです。



事業主・加入者の皆さまへ

令和2年度 被扶養者資格再確認について

協会けんぽでは、高齢者医療制度における拠出金および保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しています。

令和2年度につきましては、10月上旬から下旬にかけて「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年度の予定

確認の対象
となる方

令和2年4月1日において18歳以上の被扶養者（協会管掌健康保険）
※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がないため、被扶養者
状況リストのお届けはございません。

送付時期

令和2年10月上旬から下旬（順次送付）

提出期限

令和2年11月30日（月）



添付書類について

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、今年度は、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。

- 被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

扶養から外れる被扶養者がいる場合

被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

令和元年度の 実績

扶養解除者数
約6.6万人

高齢者医療制度への負担軽減額（効果額）
約15億円

お問い合わせ先

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部

協会けんぽ 大阪

検索

電話 06-7711-4300（自動音声案内） おかけ間違いにご注意ください
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）
〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階